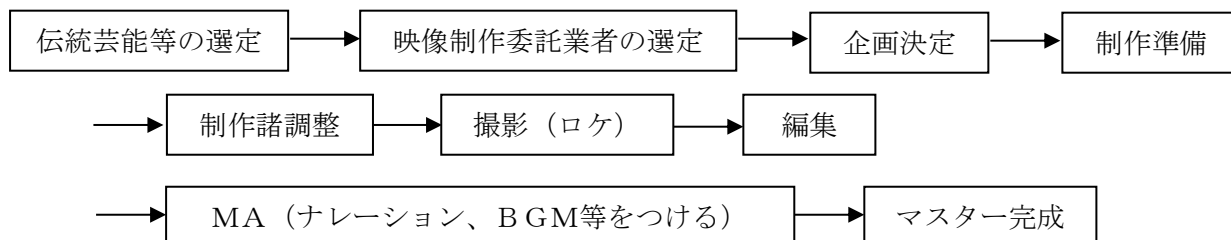


# 令和7年度地域伝統芸能等保存事業 映像記録保存事業 留意事項

本事業における映像制作にあたっては、以下の点に留意すること。

## 1 映像制作の過程

映像制作の過程は、以下のとおりとなる。



## 2 企画決定・制作準備

(1) 企画段階における構成及び演出の決定は、映像作品としての品質を左右する重要事項であるので、分かりやすく魅力的なシナリオとなるよう留意すること。

また、過度に娯楽的となること等により記録性を失わないよう併せて留意すること。

(2) テーマが各地域の伝統芸能等であることから、その文化的及び歴史的特徴を慎重に考慮し、それらが分かりやすく表現されるよう、ナレーション等による解説を必須とし、また、必要に応じてBGMを挿入するなど全体としての雰囲気作りに配慮すること。

## 3 制作諸調整

制作諸調整作業においては、地元の伝統芸能等の主催者・関係者等との調整、撮影許可の申請に加えて、その他地方特有の事情に留意すること。

## 4 著作権処理

(1) 事業の実施にあたり、出演者や演奏者のほか、記録されるストーリー・音楽等に著作権・人格権を有する者等の全員に対して、作成される映像記録の著作権が実施市区町村と一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）に帰属すること、映像記録はこれらによって所定の場所で使用されること等、いわゆる著作権処理を明確にしておくこと。

(2) 著作権処理の手続きは、通常、契約又は出演依頼の際の告知によってなされること。また、この事業によって作成される著作物を二次利用するにあたっては、別途著作権処理を行いトラブル等の防止に努めること。

(3) この映像記録は、今後インターネット（当財団ホームページ、地域文化資産ポータルサイト、YouTube、SNS等を含む。以下同じ。）上で公開するので、いわゆる著作権処理に当たってはインターネット上での公開を含む形で処理すること。

(4) この映像記録のダイジェスト版は、実施市区町村と地域創造が伝統芸能等を紹介、公開、提供することを目的とするものであるため、インターネット、テレビその他の媒体での公開等、実施市区町村と地域創造が自由に使用できるよう著作権処理すること。

## 5 撮影

(1) この事業の趣旨のとおり、フルハイビジョン相当の記録・保存をすることが必要であること。これは、撮影時からハイビジョンカメラを用いて撮影し、収録マザーテープ（元素材）、マスターテープいずれもがハイビジョンビデオテープとなる記録・保存方式をいうものである。

ただし、記録・保存技術の向上により、ハイビジョンビデオテープを必要としない記録・保存方式が主流になりつつあることから、ハードディスクドライブ方式、メモリ方式での記録・保存も可とする。

以下を満たした撮影フォーマットでの対応が望ましい。

- ・フルHD ※撮影状況などに応じて必要ならば、HDVも可とする。
- ・収録解像度 1920×1080 pixel
- ・フレームレート 24fps以上
- ・メディア記録ビットレート設定 15Mbps以上

(2) 民生用機材を用いた場合でも(1)の要件を満たすことができるものであるが、保存される映像記録が永く後代の遺産ともなること等に配慮し、業務用機材により専門業者が行うよう留意すること。

(3) 撮影に使用する機材は、上記仕様を満たすものの対応を希望する。

なお、使用予定の機材が仕様に該当するか否かを確認のうえ、専門業者との契約を行うこと。

(4) 撮影時には、カメラのみでなく、音声・照明等にも十分配慮し、総体として作品の品質を向上させるよう努めること。

## 6 編集・MA

(1) 当該伝統芸能等の意義・特色等が十分理解できる内容となるよう必ず解説等を加え、原則として30分程度の収録時間となるよう編集すること。ただし、収録時間が30分程度では当該伝統芸能等の意義・特色等が十分理解できない場合等には、必要に応じて適宜調整できるものとする。

(2) 実施市区町村及び地域創造が伝統芸能等を一般に紹介、提供するものとして、3分程度のダイジェスト版を作成する必要があること。

なお、複数の演目を収録している場合は、全体で3分程度とすること。

## 7 映像記録の配付

本事業によって作成された映像記録の著作権は、実施市区町村及び地域創造に帰属する。従って、実施市区町村は映像記録をダビングして配付する場合、配付先を地域創造に報告すること。

また、有料での配付については、実施市区町村主導によるダビング及び配付であり、かつ、その価格がダビングに要する経費の実費弁償分相当分であると認められる場合のみこれを認める。

ただし、この場合は、事前に配付先・数量・単価・配付方法を地域創造に報告すること。

## 8 データの保管・利活用

- (1) 作成したDVDビデオ又はブルーレイディスク（以下「記録メディア」という）は、成果物として地域創造に提出するものであるが、当該記録メディアの複製を作成し、実施市区町村用の記録メディアとして保管しておくこと。また、この市区町村用の記録メディアから複製（DVD等）を作成し、地域の図書館等において保管・利用するなど、広く地域における活用に配慮すること。
- (2) 加工・編集する以前の収録データ（元素材：撮影・収録したまま何ら手を加えていないデータ）は、相当程度長時間にわたるもので、記録メディア作成後は廃棄されるのが通常であるが、本事業においてはその資料価値が極めて高いことから、実施市区町村において保管をすること。
- (3) (2)により保管する収録データは、実施市区町村がこれを使用して、独自に新たな記録メディア等を編集・作成するなど自由に利活用できるものであること。また、本事業の今後の展開によっては、地域創造がこれを使用して、新たな記録メディア等を編集・作成する場合があること。なお、新たな記録メディア等の著作権は、前段の場合は実施市区町村に、後段の場合は地域創造に帰属すること。